

業務災害総合保険

変更前			変更後		
特定感染症等対応費用補償特約			特定感染症等対応費用補償特約		
<p><用語の定義> (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>			<p><用語の定義> (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>		
	用語	定義		用語	定義
と	特定感染症等	<p><u>次の①または②に該当する感染症をいいます。</u></p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項まで規定する一類感染症、二類感染症、<u>三類感染症</u></p> <p>② <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症</u></p>	と	特定感染症等	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症<u>もしくは三類感染症</u><u>または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）をいいます。</u></p> <p><u>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま</u> <u>す。）であるものに限りま</u></p>
(中略)			(中略)		